

平成 28 年 6 月 22 日

**ZAPPALLAS**

各 位

会 社 名 株式会社ザッパラス  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 川嶋 真理  
(コード番号 3770 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 小林 真人  
T E L 03-6434-1036(代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 22 日開催の取締役会において、定款一部変更について、平成 28 年 7 月 28 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。なお、当該定款の一部変更につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第33条 (選任方法)	第33条 (選任方法)
(省略)	(現行どおり)
(省略)	(現行どおり)
(新設)	<u>3 当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
	<u>4 前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>

<p>第34条（任期）</p> <p>（省略）</p>	<p>第34条（任期）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>
-----------------------------	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会

平成 28 年 7 月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成 28 年 7 月 28 日（木曜日）

以 上